## 平成28年第12回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成28年11月24日(木) 午後3時00分~午後3時50分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長 田村 修一

教育委員 教育長職務代理者 小尾 一彦

委員瀧本 洋次委員國安 環委員東 みどり

事務局 教育部長 山岸 伸雄

学校教育課長髙橋修二生涯学習課長湯佐茂雄給食センター所長妹尾真図書館長林隆則総務係長白坂博司学校教育係長守屋敦史学校教育推進員市村吉昭

## 4 議 事

報告第13号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画について

議案第45号 平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第46号 教職員の事故に係る処分の内申について

議案第47号 学校職員の解職の内申について

議案第48号 幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一 部を改正する要領

議案第49号 学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について

議案第50号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

## 5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第12回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご

異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2 番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認でありますが、第11回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第11回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。 (ありません。)

田村教育長 ないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第13号第5期幕別町総合計画3カ年実施計画について説明を求めます。

**教育部長(山岸 伸雄)** 報告第13号第5期幕別町総合計画3カ年実施計画についてご説明申し上げます。

先に開催されました教育委員会会議で提案させていただきました第5期幕別町総合計画3カ年実施計画について、報告第13号説明資料のとおり内示がございましたので、ご報告いたします。本計画につきましては、平成29年度から平成31年度までの3カ年の実施事業について教育委員会として要求したものでございます。教育委員会関係分は3年間で25事業でございます。平成29年度事業について変更になっている事業のみご説明させていただきます。

小中学校等整備事業、札内北小学校高圧受電設備更新工事の要求額708万5千円に対して、 内示額は0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでござい ます。

次に、学校グラウンド整備事業、札内中学校テニスコート整備工事の要求額500万円に対して、内示額は0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、スクールバス購入事業、現中里線(25人乗り)の要求額980万円に対して、内示額は 0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、新規事業でありますが、義務教育支援事業、修学旅行費補助(小6・中3)の要求額1千132万8千円に対して、内示額は0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、百年記念ホール改修事業から屋上防水改修工事、外壁塗装工事、電話交換装置更新、 自家用発電機バッテリー交換、パワーアンプ置場空調機設備工事及び予約システム改修の 6 事業で要求額 7 千158万 6 千円に対して、各事業とも内示額は 0 円であり、平成30年度に繰り 延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、新規事業でありますが、札内町民プール建設事業、基本設計、事業設計の要求額2 千964万2千円に対して、内示額は0円であり、本事業については、平成32年以降に事業を実施する予定として内示がございました。

次に、野球場整備事業、運動公園ソフトボール場整備工事の要求額474万2千円に対して、 内示額は0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでござい ます。

次に、農業者トレーニングセンター改修事業、実施設計の要求額540万に対して、内示額は 0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、札内スポーツセンターテニスコート改修事業、テニスコート改修工事の要求額1千655万7千円に対して、内示額は0円であり、平成30年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、忠類ナウマン象記念館改修事業、通路補修工事、階段補修工事及び外壁補修工事の 3事業で要求額1千922万4千円に対して、各事業とも内示額は0円であり、平成30年度に繰 り延べて事業を行うよう内示があったところでございます。

次に、図書館整備事業、本館トイレ洋式化改修工事及び本館冷房工事の2事業で要求額1 千323万8千円に対して内示額は0円であり、本事業については、平成32年以降に事業を実施 する予定として内示がございました。

次に、給食センター備品等更新事業(幕別)、フードスライサー更新2台、スチームコンベクションオーブン更新2台及び食器更新の3事業で要求額2千379万1千円に対して、事業の一部でございますが、食器更新のみ平成29年度にうどん丼ぶりの更新の350万円が認められ、残りのカレー皿の350万円が平成31年度に繰り延べられております。そのほかのフードスライサー更新2台は平成31年度、スチームコンベクションオーブン更新2台は平成30年度の事業となっております。

次に、給食センター改修事業(幕別)、厨房壁補修698㎡の要求額341万3千円に対して、 内示額は0円であり、平成31年度に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでござい ます。

次に、給食センター備品等更新事業(忠類)、調理室空調設備一式の1千200万に対して、 内示額は0円であり、平成32年度以降に繰り延べて事業を行うよう内示があったところでご ざいます。

3カ年実施計画の事業費の総額といたしましては、平成29年度要求額4億4千259万4千円に対して、内示額2億1千670万1千円であり、要求額に対して49%の内示額となっております。また、平成30年度要求額16億4千256万8千円に対して、内示額2億8千397万1千円であり、特に札内町民プール建設事業は平成32年度以降に繰り延べられ、大きく減少しているところでございます。また、平成31年度要求額1億7千406万7千円に対して、内示額2億5千927万5千円であり、要因として平成29年度事業の平成31年度事業への繰り延べによるものが主な要因となっております。

以上、内示された事業につきましては、平成29年度予算に計上するものでございます。なお、今後、内示により平成32年度以降に繰り延べられた事業につきましては、事業を再度精査し、緊急度、必要性等についてさらに検討を加え、次年度以降の予算要求に繋げてまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

- **瀧本委員** 札内町民プール建設事業について、平成32年度以降で町民の方や子どもたちが使えるよう事業を進めることができ、支障はないのでしょうか。
- 生涯学習課長(湯佐 茂雄) 札内町民プール建設事業については、新規事業として掲載しておりますが、昨年は札内東プール建替事業として3億4千万円ほどの事業費で考えていたところですが、13億円ほどの事業費となっております。札内東プールは建設から50年ほど経っているため、老朽化が激しくなっており、今年の夏、ろ過機の配管の一部が漏水し、緊急的に修繕を実施したところで、その際に学校へご迷惑をおかけしたこともありましたが、平成32年度に繰り延べされ、学校等に全く支障がないということとではないと考えております。ろ過機についても配管が2系統あり、現在、1系統のみ修繕したところであり、札内町民プールが完成する前に、また修繕が必要になった場合には、札内北プール等に子どもたちを送迎して授業を行うなどの対処法を取らざるを得ないと考えております。
- 教育部長(山岸 伸雄) 教育委員会としましては、札内町民プール建設事業について必要な事業であると認識して要求したところでございますが、全体的に内示額が大きく減額となった理由につきましては、町として公営住宅の老朽化が激しくなっており、公営住宅の建替え事業が2、3年続いていくというものが大きな事業としてございます。また、役場新庁

舎を建設した際の地方債の負担が少しずつなってきていること、札内支所の建替えや町民会館の建替えがあり、これらの大型事業があることから公債費の負担が大きくなっているという状況がございます。基本的には3カ年実施計画の中では一般財源ベースで3億円ベースで事業を実施するということとなっておりますことから、それら一般財源の取り合いということになっており、一般財源に占める公営住宅の建設事業費が大きいこと、公債費の負担が大きい等の要因があると伺っているところでございます。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。報告第13号については、報告のとおりといたします。

次に日程第6、議案第45号平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(山岸 伸雄) 議案第45号平成28年度幕別町一般会計補正予算の要求についてご説明申し上げます。今回の補正予算の要求については10款教育費の予算に2千204万6千円を追加し、予算の総額を13億6千739万円とするものであります。1項教育総務費1千830万円を追加するものでございます。3目教育財産費1千500万円を追加するものですが、需用費及び工事請負費でありますが、当初予算の執行状況から、今後修繕料及び修繕工事費が不足する見込みでありますことから追加するものであります。4目スクールバス管理費50万円を追加するものでありますが、スクールバスの修繕料が当初予算の執行状況から不足する見込みであることから、この度追加するものであります。6目学校給食センター管理費280万円を追加するものでありますが、これも、当初予算の執行状況から、修繕料に不足が見込まれますことから追加するものであります。

次に、4項幼稚園費 211 万 2 千円を追加するものであります。 1 目幼稚園管理費 211 万 2 千円でありますが、臨時職員賃金及び特別支援教育支援員賃金は、正規職員産休及び産休前の病休に伴う、代替職員配置の伴う不足分等に関するものであります。

次に、5 項社会教育費 163 万 4 千円を追加するものでございます。1 目社会教育総務費 55 万 7 千円でありますが、当初 8 月 22 日から 24 日にかけて来町する予定でありました、高知県中土佐町の小学生交流事業が、北海道に台風が接近し災害の恐れがありましたことから事業を延期したところであります。この度、延期しておりました本事業を年末の 12 月 26 日から 29 日に中土佐町の子どもたちが来町し本町の子どもたちと交流することから、それら所要の経費について補正するものでございます。なお、当初 8 月に実施すべく準備しておりました食材等食料費については、急遽のキャンセルとなりましたことから食材相当分について支消していることから、その費用分について追加するとともに、冬季間の事業となりますことから、冬の北海道を楽しんでいただきたく、それら体験等に係る費用を追加するものであります。3 目保健体育費 107 万 7 千円を追加するものでございます。需用費、町民プール修繕料でありますが、次年度の利用に向けて修繕を実施するため所要の費用を追加するものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 教育財産費の需用費について、当初の予算が甘かったのでしょうか。それとも、期中において何かの障害があったのでしょうか。

学校教育課長(高橋 修二) 教育財産費の学校・教員住宅修繕料については、例年、当初においては、予算の範囲内ということでさせていただいておりますが、状況に応じて年度内に大きな修繕等が出てくるということもあり、例年、1千万円から1千500万円ほどの予算枠になってくるという状況です。今回につきましては、例年は9月の議会の定例会で補正をさせていただくものでございますが、本年度については12月まで持たせておりました。今後、冬を迎えるにあたり、急な修繕等が発生した場合の対応が必要になることを踏まえ、修繕料及び

工事費を1千500万円の要求をさせていただくというかたちでございます。また、4目のスクールバス管理費については、各路線で細かな修繕等が出てくるため、対応するため、補正をお願いするものでございます。

**給食センター所長(妹尾 真)** 給食センター設備修繕料については、今年度の5月に強い風が吹いたときに、屋根が一部飛んでしまい、その緊急の修繕に108万円ほど使ってしまい、それ以外の冷蔵庫など設備関係の大きな修繕もあり、今後も修繕が発生することが見込まれることから、要求するものでございます。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第45号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第45号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第7、議案第46号教職員の事故に係る処分の内申については、プライバシー保護 のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

次に日程第8、議案第47号学校職員の解職の内申については、ライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

次に日程第9、議案第48号幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領について説明を求めます。

学校教育課長(髙橋 修二) 議案第48号幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領についてご説明申し上げます。議案書は6ページでございます。また、右肩に囲み線で「議案第48号説明資料NO.1」とあります新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、平成21年3月に制定いたしました本要領につきまして、本年度から新たな 人事評価制度が導入されたことに伴い、本要領の根拠基準等が変更となりましたことから、 要領の一部について改正を行うものであります。

第1条及び第2条につきましては、要領の根拠基準の変更に伴う字句の改正であります。 また、本要領の根拠基準等が変更となったことに伴いまして、市町村立学校職員の評価結 果に対する職員の苦情への対応については、市町村教育委員会が定めることとなりましたこ とから、新たに第6条には申出者への配慮、第7条には、秘密の保持に関わる規定を追加し、 第6条を第8条に繰り下げるものであります。議案書の7ページにお戻りいただきたいと思 いますが、附則についてでありますが、この要領は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第48号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第48号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第10、議案第49号学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価について 説明を求めます。

学校教育課長(髙橋 修二) 議案第49号学校施設環境改善交付金事業施設整備計画の事後評価 についてご説明申し上げます。議案書の8ページでございます。また、右肩に囲み線で「議 案第49号説明資料 NO.1」とあります「施設整備計画書」、同じく右肩に囲み線で「議案第49号説明資料 NO.2」とあります「平成27年度施設整備計画の事後評価について」をご覧いただきたいと思います。

初めに、議案書8ページの下段をご覧いただきたいと思いますが、施設整備計画の事後評価につきましては、学校施設環境改善交付金交付要綱第8条第1項において、「地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。」と規定されております。

また、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価実施要領第1条で、「学校施設環境改善交付金を受けて事業を実施したものについて、成果等を検証し、公立義務教育諸学校等施設の整備を適切に進めるとともに、地域住民等への説明責任を果たすことを目的として行う。」と規定されているところであります。

「説明資料 NO. 2」の最終ページをご覧いただきたいと思いますが、「平成 27 年度の事業は、一部平成 28 年度へ繰り越しとなりましたが、忠類小学校の他、町内の4つの小学校と忠類中学校の他、町内の4つの中学校の合計8 校におきまして、屋内運動場の非構造物落下防止対策工事を実施したものであり、事後評価シートにありますように、事業に伴う施設整備計画の達成状況等について、事後評価を行ったものであります。

評価内容につきましては、「資料 NO. 1」の平成 27 年 11 月 9 日付けで文部科学大臣あてに提出いたしました施設整備計画に対しまして、計画どおりに事業が完了しており、「説明資料 NO. 2」の冊子をめくった一枚目の「1 の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する目標の達成状況について」では、①の地震、津波等の災害に備えるための整備では、達成状況は計画どおり実施できたとしております。

また、耐震化率の目標に対する達成状況については、町内8つの小中学校の屋内運動場の 非構造物落下防止対策工事が終了し、100%となっている等、計画通り達成されたものとして、 評価をさせていただいているものであります。

なお、この事後評価表につきましては、公表することとなっておりますことから、本日の 教育委員会会議でご承認をいただいた後、町のホームページで公表することとなっておりま す。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第49号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第49号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第50号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

そのほかに何かございませんか。

(ありません。)

**田村教育長** ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、 第12回教育委員会会議を閉じます。